

春日井市公共工事に要する経費の前金払取扱要領

(総則)

第1条 この要領は、市が発注する工事における地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び春日井市会計規則（平成9年春日井市規則第11号）第70条の規定に基づく前金払に関する事務の取扱いについて定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払ができる工事は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184条）第2条第1項に規定する公共工事とする。ただし、土木建築に関する工事の設計等委託業務及び土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。

(前金払の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当するときは、前金払はしないものとする。

- (1) 請負代金額が300万円未満の工事であるとき。
- (2) 請負代金額の100分の25以上の金額に相当する資材を市が支給する工事であるとき。
- (3) その他市長が予算執行上不可能と認めるとき、又は前金払の必要がないと認めるとき。

(前金払の割合等)

第4条 前金払の割合は、請負代金額の10分の4の範囲内で市長が定めた率とする。

2 債務負担行為又は継続費に係る2年以上にわたる契約における前金払は、当該契約に基づく各年度の出来高予定額に対して行う。ただし、市長が必要と認めるときは、前項の範囲で前金払をすることができる。

3 繰越明許費に係る翌年度にわたる契約における前金払は、契約締結の当初における請負代金額に対して行う。

(前払金の端数整理)

第5条 前払金に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(前金払の有無等の明示)

第6条 前金払の対象となる工事及び前金払の割合については、入札条件としてあらかじめ入札参加者に対しこれを明示するものとする。

(前払金の支払)

第7条 前払金は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と法第2条第5項に規定する前金払の保証について保証契約を締結した保証証書を寄託させ、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

(請負代金額の変更に伴う前払金の増減)

第8条 前払金の支払い後、工事内容の変更その他の理由により請負代金額を変更した場合であっても、前払金の増額又は減額は行わないものとする。ただし、次に掲げる場合においては、この限りではない。

- (1) 請負代金額が著しく増額した場合においては、増額後の請負代金額の第4条で規定する額の範囲内(春日井市公共工事に要する経費の中間前金払取扱要領に定める中間前金払を行っているときは、増額後の請負代金額の第4条で規定する額及び増額後の請負代金額に対する中間前払金額の合計額)から、当該年度の支払済みの前払金を差し引いた額以内を前金払することができる。
- (2) 請負代金額を減額した場合において、支払済みの前払金額が減額後の請負代金の10分の5を超えるときは、その超過額を返還させるものとする。

(前金払をしたときの部分払)

第9条 前金払をしたときにおける部分払の額は、部分払をしようとする額から前払金の額に出来形の割合を乗じて得た額を差し引いた額以内の額とする。

(義務違反による前払金の返還)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、前払金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 前払金を当該請負工事以外の目的に使用したとき。
- (2) 受注者がその契約義務を履行しないとき。
- (3) 当該工事の契約を解除したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の場合において、前払金を受けた日から返還の日までの日数に応じ、当該前払金に政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年大蔵省告示第991号)に定める履行期日時点における率を乗じて計算した利息を付すものとする。

附 則

この要領は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行し、同日以後に締結される工事請負契約について適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年9月26日から施行する。